

1月の税務カレンダー

住民税 第4期

国民健康保険 第8期

長崎市ホームページより

自民党 平成20年度税制改正大綱を決定

自民党の平成20年税制改正大綱が12月13日に発表されました。

今月号では主要な3つの改正点について説明します。

但し、今回の改正案は自民党としての改正案です。最終的なものではありません。

1・法人事業税の改正

平成20年10月1日以後開始事業年度から、法人事業税の税率を約半分に引き下げます。他方、法人事業税額に税率を掛けて国税である地方法人特別税が新たに創設されました。国は、この地方法人特別税を都道府県へ地方法人特別贈与税として配分します。

2・少額減価償却資産の特例の延長

少額減価償却資産の特例取得価額が30万円未満の減価償却資産を損金に計上できる特例は、2年間延長されました。

3・上場株式等の譲渡、配当の税金

上場株式等の譲渡の税金と配当の税金は、現行10%の税率ですが来年以降も一定要件がありますが継続されます。

なお平成21年からは、上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算ができるようになり、株式の譲渡損失を配当所得と相殺することにより税金が安くなります。

その他、優遇税制試験研究費を支出した場合の税額控除制度強化・情報基盤強化税制・エンジェル税制の改正・住宅の省エネ改修促進税制・事業承継税制がありました。

<e-TAX(電子申告・納税)を積極的に利用しましょう！>昨年12月に当事務所より「電子申告開始のご案内」を差し上げました。平成19年度分の所得税確定申告を「電子申告」で行うことのお勧めです。国税局の制度が利用しやすくなったこともあり、当事務所としても積極的に取り組みたいと考えております。お客様の方では、今までと同様に当事務所に申告の代理を委任することには変わりはありません。何も難しい事や手間が増えることもありません。従来と同様に、申告した控え(申告書・決算書等)をお客様へ提供しますので、申告内容の確認もできます。ぜひ「電子申告」の利用をご検討ください。申し込みは当事務所まで！